

所得税・町県民税の申告は期間内に

令和2年分所得税の確定申告、令和3年度町県民税・国民健康保険税申告の受け付けが始まります。
早めに申告しましょう。

岡税務課課税係 ☎ 0943-32-1114

✓きちんと申告していますか？

太陽光の売電収入がある人、学資保険の満期金や個人年金を受け取った人、副業をしている人などは、確定申告の要件に当てはまらなくても、町県民税・国民健康保険税申告が必要な場合があります。

✓収入がない場合も申告を

収入がないからといって申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置が受けられない場合があります。所得（課税）証明書も交付できません。

町内の家族が提出する所得税や町県民税の申告書、給与支払報告書に扶養親族として記載されている場合は、申告の必要はありません。

2/9^火▶3/15^月

9:00～16:00

①④⑥除く（3/7 ④も除く）

町民交流センター「いこっと」
2階大研修室

例年と会場が
異なります！



e-Taxを使うと、自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告できます。申告会場は例年大変混み合います。感染症対策の観点からも、ぜひe-Taxをご利用ください。

青色申告や消費税・贈与税などの申告は八女伝統工芸館で

以下の申告は広川町役場で受け付けできません。八女伝統工芸館でご相談、申告をお願いします。

- ・青色申告
- ・消費税・贈与税などの申告
- ・土地や建物、株式などの譲渡所得がある人の申告
- ・住宅ローンを組んで住宅を新築・増築もしくは中古住宅を購入し、新たに住宅借入金等特別控除の適用を受ける人の申告
- ・商品先物取引に係る所得がある人の申告

▶会場 八女伝統工芸館（八女市本町 2-123-2）

▶納期限

〔所得税・贈与税の申告期限〕3月15日（月）

〔個人事業者の消費税・地方消費税〕3月31日（火）

▶対象・期間

雑損控除、住宅借入金特別控除、公的年金を受給しており、確定申告が必要な人	1/25（月）～2/15（月） 9:00～16:00
--------------------------------------	-------------------------------

上記以外で確定申告が必要な人	2/16（火）～3/15（月） 9:00～16:00
----------------	-------------------------------

※①④⑥除く。

※混雑を防ぐため早めに受け付けを終了する場合があります。

※**入場には整理券が必要です。**以下のいずれかにより入手し、指定された時間にご来場ください。

①申告会場での当日配布

②LINEアプリによる事前発行（QRコードから国税庁LINE公式アカウントを友達に追加）

※上記期間中、八女税務署での申告会場は開設していません。

※申告に関して八女伝統工芸館へのお問い合わせはご遠慮ください。



申告に必要なもの

☐ 印鑑	認印可
☐ マイナンバーカード	申告者本人と扶養親族、専従者給与を支払っている人のもの。または通知カード + 運転免許証・健康保険証など。 代理人の場合は、申告者のマイナンバーカード（または通知カード） + 申告者の運転免許証・健康保険証など + 代理人の運転免許証・健康保険証など + 委任状。
↓ 以下はあてはまる人のみ ↓	
☐ 申告書	広川町役場税務課から申告書が送られてきた人は、その通知
☐ 国税電子申告・納税システムの利用者識別番号などがわかる書類	税務署から確定申告のお知らせ（はがき）が送られてきた人は、そのはがき
☐ 源泉徴収票（原本）	給与所得者や年金受給者の場合
☐ 保険会社の支払調書	個人年金などがある場合
☐ 支払機関から発行された支払証明書	生命保険などの満期返戻金を受けた場合
☐ 控除証明書	生命保険や地震保険などの保険料を支払っていた場合
☐ 社会保険料の支払証明書（または領収書）	国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などを支払っていた場合
☐ 障害者手帳・療育手帳	申告者本人や被扶養者に障害があり、障害者控除を受ける場合
☐ 医療費に関する書類	明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など 医療費控除を受ける場合は、事前に人別、病院別に合計額を計算してください。高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、その補てん金額を記録しておいてください。 特例を受ける場合は、一定の取り組みを行ったことがわかる書類（領収書や結果通知表など）が必要です。
☐ 収支内訳書（収入や経費を記入したもの）、必要経費の領収書など	農業所得や営業所得、不動産所得がある場合
☐ 申告者名義の口座（金融機関、支店名、口座番号）がわかるもの	所得税の還付申告（または振替納税）をする場合

※そのほか書類などが必要になる場合があります。



△ 感染リスク軽減のためのお願い △

- ・入場時の検温にご協力ください。37.5℃以上の発熱の症状がある人や体調のすぐれない人は、無理をせず、後日あらためてご来場ください。
- ・会場ではマスクを常時着用し、入場時の手指消毒にご協力ください。
- ・申告者一人でご来場ください。介助などの理由で複数人で来場する場合も、必要最小人数でご来場ください。
- ・混雑を防ぐため、事業所得など（事業、農業、不動産など）がある人、医療費控除を受ける人は、事前に「収支内訳書」「医療費控除の明細書」を作成してご来場ください。会場内に作成場所は設けていません。
- ・町県民税や国民健康保険税の申告は、郵送でも受け付けています。

※上記にご協力いただけないなど、感染症対策が適切でないと判断した場合、入場をお断りします。